

教 特 第 1 2 9 8 号
令和6年（2024年）1月24日

各 教 育 局 長
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長
北海道登別明日中等教育学校長 様
各 札 幌 市 立 特 別 支 援 学 校 長
日本体育大学附属高等支援学校長

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

特別支援教育就学奨励費の支出に係る留意事項について（通知）

近年、キャッシュレス化が著しく進み、電子マネーやコード決済等の利用が一層促進されるなか、特別支援教育就学奨励費（以下、「就学奨励費」という。）の支出に当たっては、ポイント付加のある支払方法により支払う場合、レシート等により内訳が確認できない場合は、対象経費とすることはできない旨等通知しておりましたが、令和6年（2024年）4月1日より次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、令和2年（2020年）1月16日付け教特第636号「特別支援教育就学奨励費の支出に係る留意事項について」は廃止します。

記

1 キャッシュレス払いについて

電子マネーやコード決済等のポイント付加のある支払方法である場合においても、保護者が費用負担をしているものであれば就学奨励費の対象とできること。この場合、現金チャージ等の確認をする必要はない。

2 商品券（金券）の取扱について

従前、商品券利用分については就学奨励費の対象外としていましたが、商品券利用分も就学奨励費の対象とできること。

ただし、一部の地域振興券などの「10,000円分の金銭負担により11,000円分の支払が可能」といったような、明らかに額面どおりの負担が生じていないものは対象外とする。

3 その他

領収書等の確認は適切に行うこととし、引き続き次の点に留意すること。

- (1) レジ袋代、送料等は就学奨励費の対象外であること。
- (2) ポイントカード等の各種ポイントにより物品等を購入した場合は、当該ポイント相当額は保護者の負担経費としてとらえることはできないこと。

（特別支援教育制度推進係）